

車両系建設機械の定期自主検査指針の一部を改正する公示案の概要

第一 根拠条文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項

第二 改正の概要

1 鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機関係

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）の定期自主検査の項目を次の（1）から（7）までのとおりとするとともに、各項目に係る必要な検査方法及び判断基準を定める。

（1）原動機

ディーゼルエンジン

（2）動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置

下部走行体の構造に応じて、「パワーショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式）」又は「パワーショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式）」と同様の項目

（3）作業装置

① 作業具

ア フレーム

イ 旋回装置（旋回ベアリング及び旋回ギア、旋回ブレーキ、油圧モーター、回転継手、配管、油圧シリンダー、方向制御弁、電磁弁、圧力制御弁、流量制御弁）

ウ 作業部（作業アーム、カッター、つかみリンク、作業ポイント）

② ブーム等

ア ブーム、アーム及びリンク

イ 散水配管

（4）操作装置

操作レバー及びペダル

（5）油圧装置

作動油タンク、フィルター、配管、油圧ポンプ、油圧モーター、油圧シリンダー（作業機用及びアウトリガー用を含む。）、方向制御弁、電磁弁、圧力制御弁、流量制御弁、逆止め弁（起伏装置用及び伸縮装置用を含む。）、回転継手、オイルクーラー

（6）安全装置、車体関係等

作業範囲規制装置、水準器、角度計、下部架台フレーム及びブラケット、アウトリガー（ビーム、ビームボックス及びフロート、ロック及びロックピン等）、旋回フレーム及びブラケット、旋回ベアリング及び旋回ギア、旋回減速機、旋回ロック、レバーロック及びペダルロック、キャブ及びカバー（ヘッドガード及び転倒時保護構造を

含む。)、飛来物防護設備、カウンターウェイト、座席、シートベルト、昇降設備及び
滑り止め、表示板、灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等、計
器類、後写鏡及び反射鏡、給油脂

(7) 総合テスト

2 他の車両系建設機械関係

(3) の散水配管、(5) の逆止め弁(起伏装置用及び伸縮装置用)、(6) の作業範
囲規制装置、水準器、角度計、飛来物防護設備は、ブレーカについても同様とする。

また、(6) のキャブの転倒時保護構造、シートベルトは、車両系建設機械一般につ
いても同様とする。

その他、鉄骨切断機等の検査項目との整合性を図るため、所要の改正を行う。